

サンフランシスコ講和会議と中ソ同盟 (1949-52)

—東側世界の「全面講和」外交— (2)

松村 史紀

V 攻守の流動化(1950年12月～1951年3月)

1 複数の対照性

1950年末から翌年早春にかけて、三つの舞台でみごとな対照が現れた。朝鮮の戦場では中朝が攻勢に立ち、米国側が退却を重ねる。対日講和をめぐる舞台においては、たがいの不和が一部残されていたとはいえ米英両国が主導権をにぎり、中ソは守勢に甘んじた。そしてソ連が旧敵国と向きあうとき、ドイツ問題では外交的攻勢をかけながらも、日本問題ではそれほどの積極性をみせることはなかった。

この複数の対照を重ねるとき、ひとつの情景が像を結ぶ。たとえ戦場で中朝側が米軍を後退させはじめたところで、あるいはクレムリンが欧州戦線で積極的な外交を演じたとしてもなお、東側世界が西側の対日単独講和を覆すために講じた策はけっして派手なものではなく、どこまでも地味であった。

モスクワと北京がこのような姿勢をとったのはなぜだったのか。この問題を考えるためにも、その眼前にひろがっていた情勢をまずは概観しておきたい。

1950年暮れから翌年初頭にかけて、朝鮮半島は第三次戦役をむかえ、風雲急を告ぐ情勢にあった。彭徳懐の命を受けた共産勢力は大晦日にソウルを攻撃し、元旦リッジウェー第8軍司令官は同地撤退を決めた。中朝軍は4日ソウルをふたたび占領、7日37度線まで兵を進めたところで進撃をやめた。このとき潰走した米国側の深刻な危機感は想像にあまりある。しかし、中朝側の勢いもまた長くはつづかなかった。2月11日から2ヶ月あまりにわたってくり広げられた第四次戦役で共産側は後退を余儀なくされた。2月20日、米韓軍は「キラー作戦」による反撃に着手、翌月7日、おなじく「リッパー作戦」を開始し、中朝軍を押しもどしてソウルを奪還した。3月末、共産側はほぼ全線にわたって38度線以北へと退却した。米中戦は引き分けの様相を呈しはじめた¹。

2 日米英の講和準備

米国は戦場で苦戦を強いられ、中国代表権問題でも英国とのあいだに不和を残してはいたが、既存の原則にもとづいて対日講和と安保条約の準備作業には邁進をつづけた。

なによりもまず、日本政府自身が着実に歩を進めた。日本側が関連の対象案を検討するという、いわゆるD作業は1950年12月27日原案の起草が完了、翌年1月5、19両日にそれが改定された。30日、日米交渉で「わが方の見解」が提出されるが、その基礎にあたるのがこの作業であった。重大な進路がここにさだめられた。たとえば、日本は共産主義勢力に対抗する民主主義陣営の一員である。講和条約の締結が長引くようなら、まずは米国一国とだけでも締結する。安保協定は講和条約と切離す。日本の再軍備は希望しない。ここにさだめられた路線のうち、安保協定については1950年10月中旬、いわゆるB作業として条約局内で案文、説明文がつけられた。米国は国連のために軍備をもたない日本の安全を保障する。国連が対日侵略行為ありと決定したとき、米国は侵略を排除するため所要の措置をとり、日本は憲法の許す範囲で援助、助力にあたる。その目的をはたすため米軍が日本に常駐することに合意する。この一連の作業を受けて、1951年1月末から2月上旬にかけてダレスが訪日し、吉田茂との会談に臨む。このとき軽武装程度の貢献しか語らない吉田にダレスが不満を覚えたことは有名だが、ともかくも講和、安保両条約、そして行政協定の三文書がワシントンにもち帰られることになった²。

この前後に米英両国も相談を重ねた。1950年12月上旬、首脳会談を経て米英共同コミュニケが発表されるが、国連の中国代表権問題をめぐって両者の溝は埋まらなかった。翌年3月12日、英国は米国宛覚書のなかで南樺太、千島諸島を対ソ割譲するよう求めるが、台湾の領土問題や中国代表権について

は言及を避けた。また安全保障の分野については、日本が非友好的なアジアあるいは共産主義ブロックに加わる危険を認め、日米二国間の防衛条約が必要だと伝えた。2日後、ワシントンは駐米英国大使館に宛て、講和問題で両国が「大幅の一致」をみたことを歓迎するとともに、南樺太、千島諸島の問題については「ソビエトが講和条約の当事国になるという条件つき」ならばソ連譲渡してもよいとした。3月23日には講和条約草案がラスク国務次官補から英大使館に手交されている³。

中国代表権問題という棘は残されていたが、英米は講和、安保両条約の準備を進めた。

3 欧州外交の攻勢と小休止

このころ東側世界は欧州と極東それぞれにたいして、どのような姿勢をとっていたのだろうか。

かねてより、モスクワはドイツの非軍事化、統一、講和、そして中立化を導くためにも、まずは外相会談の席を用意せよと西側に迫っていた。米国がここに西側世界の統合を妨げようとするクレムリンの悪意を読みとっていたとしても不思議はない。1950年末、ワシントンはドイツ問題に特化することなく交渉の舞台を用意すべきだと切り返した。翌年1月下旬、モスクワ駐在の米国臨時代理大使がヴァシンスキー外相にこの見解をあらためて伝え、つぎのように念を押しした。「ドイツ非軍事化の議題に限定した外相会談」の開催を求めるソ連の提案は受け入れられない。ドイツ、オーストリア問題に限定されない「基本問題」も審議すべきであり、その問題を解決することによって「全世界に現存する国際的緊張の原因を取りのぞくこともできる」。については四国代表の予備会談であれば応じてよい⁴。

当然ながら、クレムリンからすれば、西側世界の統合を促すもどめるも、その試金石はドイツ問題をおいてほかにはないと映じたことだろう。議題をいたずらに広げれば、ドイツ問題の比重はいきおい目減りすることはまぬがれず、みずからの対外戦略が西側の非難にさらされるという憂き目にさえあいかねない。そこで、モスクワはドイツ問題を主題とするという一点だけは譲らなかつた。2月5日、ソ連外務省は米国大使館に宛て、その頑迷な姿勢を伝えた。「ドイツ非軍事化」の問題解決が「現存の緊張した国際情勢を緩和するうえで最重要」であるから、「外

相会談招集をさらに遅延させるためのいかなる論拠も持ちだしてはならない」。ただ、核心を押しとおすためにも、周縁で譲歩することは忘れなかつた。それ以外の議題を審議してもよいし、議事作成に特化した予備会談にも応じるというわけである⁵。

外相会談あるいはその予備会談の議題をどのようにさだめるか、この問題は国際的緊張を高めた原因をどこに求めるかという論争にたどり着き、交渉のテーブルにつくまえからすでに外交戦の応酬がはじまっていた。米国からすれば「現在深刻な緊張をもたらしている第一の原因は、大戦終結以降のソビエト社会主義共和国連邦政府がとってきた全般的姿勢にある」。軍備管理、軍縮を決裂させたのはソ連にほかならなかつた⁶。すくなくとも、このような論拠を用意することで、ワシントンはモスクワにたいして二重の牽制を加えることができただろう。外相会談の開催を遅延させられるということとどまらず、たとえ交渉が始まったとしても、ドイツ問題の審議をすこしでも躲すことができるからである。

2月下旬から朝鮮半島では米軍の反撃が始まり、中朝軍は押しもどされ始めた。グロムイコ外務次官がカーク駐ソ米国大使との会談に臨んだのは、ちょうどこのころであった。かれはこの席でこれまでの主張を頑なに守りながらも、外相会議の議事を固めるためにパリで外務次官会議を招集することに賛同した⁷。3月6日、グロムイコはパリ会議にすがたをみせるが、西側代表にとって意外であったのは、かれがここでドイツ問題のカードを手控え、軍備競争問題をかかげたことであった。これに乗じたのか、米ソともに3月末にいたるまでおよそ妥決不能と思しき議題——トリエステ、ルーマニア、ブルガリア、さらにハンガリーの人権問題——ばかりを交渉でとり上げるという奇異な状況がつづいた。スターリンからすれば、朝鮮の戦場で押しもどされている中朝軍がこのあと大攻勢をかけるのを控え、対独問題で拙速にことを運ぶよりも戦局の推移を見守ったということなのかもしれない⁸。

4 停戦交渉の大原則

38度線をはさんで、戦局の優劣が日ごと変転する半島を舞台にして、北京はその都度対外戦略の再考を迫られた。

1950年12月、戦場で米軍を押し返し始めたころ、

周恩来外交部長がようやく対日講和問題でまとまった声明を発表した。停戦交渉を視野に入れるなかで、その具体的条件をひとつひとつならべるよりもさきに、大原則を提示するという性格の文章であった。

まず、ふたつの正統性——北京政府の存在、そして「全面講和」という手続き——を示すことから声明は始まった。「中国人民は8年にわたる勇敢な抗戦をへて日本帝国主義を打ち破り、抗日戦争の勝利を得た」。「中華人民共和国中央人民政府が中国人民を代表する唯一合法的な政府であり、同国は必ず対日講和条約の準備、制定、調印に参加しなければならない」。同国が不参加の場合、「内容と結果のいかんを問わず」「不法」「無効」とみなす。「中国国民党の反動的残余集団が中国人民を代表する資格をもつことは絶対にありえない」。全面講和の基礎はカイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言、1947年6月19日FEC通過の政策文書に謳われているほか、中ソ友好同盟相互援助条約でも中ソ両国がその意思を明記しているとうったえた。正統性の論拠を示すのにこれほどの饒舌を要するということが、かえって事態の複雑さを物語っていた。

つぎに米国が提示する講和七原則を論難した。最初にとり上げたのは、条約の「締約国」を制約しているという問題である。ワシントンは「提案されたもの、そして合意達成が可能なものを基礎として、講和を望むあらゆる、あるいは一切の対日参戦国」を締約国としてさだめるが、これは共同で対日講和にあたるという基礎を覆すものである。異議申し立てをする存在をはじめから排除しているという非難であろう。つぎに領土問題にふれた。中ソに返還される領土については決定済みであると断ったうえで、琉球・小笠原諸島を信託統治するというのは「国際連合の名を借り」た「長期占領」、「極東における侵略の軍事基地づくり」にほかならないと責めた。

さらに日本の再軍備を問題にした。「今日、米国政府は西独を公然と武装しているのと同じく、日本も公然と武装している」。「日本警察の名を借りて日本陸軍を再建」、「海上保安庁の名を借りて日本海軍を再建、日本の軍港を保存、建設」しているほか、「日本の航空スタッフを訓練することで日本空軍をつくりあげ、日本の空軍基地を保存、建設している」。深刻なのはこれにとどまらず、米国政府が「日本を完全な米国の植民地とし、米国のアジア人民にたい

する侵略の道具として日本をこき使うことを企んでいる」ことにもあった。つまり、「米国政府は米国占領軍を日本から早期撤退させる意思をこれまでまったく表明していないだけでなく、日本を朝鮮侵略、中国侵略のための戦争基地として利用している」というわけである⁹。

この公式声明だけをみれば、米国が北京政府を排除して単独講和を進め、極東において軍事侵略を展開する拠点を日本にしている、その現況をまるごと覆さないかぎり北京の要求はおおよそ満たされるものではない。ところが、これは高邁な理想を大原則としてまとめたものであるから、朝鮮戦争の停戦交渉の席で敵方の向うを張るのに、これをそのまま相手側につけても望みどおりにはいかない。実務的な席においては、そのつど戦局の推移を背にして、交渉条件の妥協を迫られることになる。手ばなすべき条件をさだめるにあたって、政策目標の優先順位は冷厳なまでにことを決することになる。

5 停戦条件の割り引き

それでも最初、周恩来は高い掛け値をつけていた。12月7日、かれはロシチンソ連大使と面会し、「朝鮮における軍事行動」を停止する条件を5つあげた。「1. あらゆる外国軍の朝鮮撤退」。「2. 台湾海峡および台湾領土からの米軍撤退」。「3. 朝鮮問題は朝鮮人民自身によって解決されねばならない」。「4. 中華人民共和国代表の国連参加および蒋介石代表の国連排除」。「5. 対日講和条約準備のための四大国外相会議招集」。もちろんモスクワの見解を確認することがすべてに優ると周は忘れず付け加えた¹⁰。

すでに朝鮮半島と台湾海峡に米軍が展開している現状からすれば、目標が高くさだめられたという印象の強い5条件だが、そこにもそれなりの根拠、そして政策の優先順位が潜んでいたといえる。中国代表権問題を除けば、台湾・韓国から米軍のプレゼンスを後退させ、朝鮮の未来を現地自身の決定にゆだねるとするのは朝鮮戦争前夜の「現状維持」——アチソン国務長官の「不後退防衛線」——を回復するというに等しい。その回復が最優先事項だとすれば、対日講和問題はやはりそれに準じたあつかいであっただろう。中国代表権問題に展望が開けないなか、すぐに「全面講和」を導くことは難しいと判断したのか、周が求めたのは全面講和そのものでは

なく、まして米軍の日本撤退や日本の非武装中立化という高目標でもなく、あくまで講和準備の「契機」を確保するための外相会議招集という、それでいえば控えめな注文であった。

この報を受けたスターリンはいくらか慌てたのか、高い掛け値で迫ろうとする北京をたしなめた。かれはロシチン大使経由で周恩来にこう言づけた。停戦に関する「貴殿の条件には全面的に同意」する、「当該条件が満たされなければ軍事行動を停止できない」。まずは大原則に同調を示したうえで、交渉を急ぐことで被る不利益をひとつひとつならべた。「ソウルがまだ解放されていないうちから、中国が手のうちをすべてさらけ出すのは時期尚早」である。そればかりではない、交渉役の英国、スウェーデン、インド各代表は「実のところ米国の諜報員」であり、「早々に手のうちをみせてはならない」。「米国は国連決議で侮辱するのに中国側の5条件を利用するかもしれない。米国にこのような利点を与えてはならない」。さらに北京自身にも弱みがある。「われわれの周知しているかぎり、貴殿はだれを相手にするにも、停戦条件を協議するのに国連からも米国からも全権委任されていない」。そこで、北京は「朝鮮および中国にのしかかる軍事行動を早期終結させることに全力をそそ」げばよいが、まずは国連と米国の停戦条件を待つ¹¹。

このときスターリンは北京にたいして、やや婉曲的ながら二重の姿勢を示そうとしたのではないか。まず、国際舞台における外交交渉を司るのは北京ではなく、あくまでもモスクワであり、交渉の時機からその条件にいたるまで主導権は後者がにぎる。北京の求める条件を生かすも殺すも、その最終判断はスターリンに委ねる。つぎに、戦場で米軍が後退しはじめているときにこちらが交渉を急ぐことに利はなく、できるかぎり優勢を得るためにも当面、中朝軍には果敢な反撃を続けてもらう。

当時、国連の会合に参加するためニューヨークに赴いていたヴィシンスキー外相のもとに届いた訓令には、その姿勢が鮮明に現れていた。

グロムイコは党政治局の承認を得ていると断ったうえで、外相にこう伝えた。「米軍が敗北を喫する現状にあっては、また米軍が時間をかせぎ、完敗を免れるために米国人が朝鮮における停戦をいっそう頻繁に提起する現状にあっては」、つぎの2点を草案に

含めねばならない。「1. あらゆる外国軍の即時朝鮮撤退」。「2. 朝鮮問題の解決は朝鮮民族自身に委ねなければならない」¹²。

この訓令は何を示唆しているのか。まず、周恩来が高値をつけた停戦条件が大幅に割り引かれている。ソ連は議題を厳しく朝鮮問題に絞り、台湾や中国代表権問題、そして対日講和に関わる論点を脇へおいた。中ソ同盟の利害がおよぶ論点をあえて議題から外すことは、朝鮮戦争に正式に参加していないモスクワにとって、自然な決定であったのかもしれない。いずれにせよ、北京が求めた朝鮮戦争前夜の原状回復——朝鮮、台湾からの米軍撤退——という高い目標はさっそく値引かれることになった¹³。つぎに、時間をかせぎたい米国が停戦を切望している以上、交渉はこちらに有利、停戦条件を厳しく絞りこみ、戦場で相手に圧力をかけるなら、やや高い掛け値でも相手にふっかけて見込みがないこともない。妥決の可能性と政策の優先順位を念頭におくことで、停戦条件の一部は冷酷にも削り落とされた。

さて、北京は停戦交渉を焦るなというスターリンの忠告をおおむね聞き入れた¹⁴。だが、具体的な停戦条件となると、スターリンが引いた基本線だけは生きていたが、その都度変転する情勢をにらみながら品定めしなければならなかった。

1951年1月、朝鮮休戦三人委員会が即時停戦後、協議態勢に入ることを提案した¹⁵。周恩来はこの「停戦ののち交渉」という方式を頑なに拒んだ。「先に停戦さえできれば、米国は力を温存でき、李承晩に一部地域と軍事資本を保持させられる、交渉だって無期限に延長できる」というのがその理由だった¹⁶。スターリンの流儀に忠実だったともいえる。ただ、具体的な停戦条件については、上記委員会の提案などもふまえ、みずから有利なようにいくらか再設定した。当時、毛沢東が金日成に示した条件の一部をみておこう。

(甲)「朝鮮からすべての外国軍隊を撤退させ、朝鮮の内政は朝鮮人民により自己解決させるという基礎の上に、関係国の協議を行い、朝鮮戦争を終結するのに同意する」。

(乙)「協議の内容は米軍の兵力の台湾と台湾海峡からの撤退、極東問題を含む」¹⁷。

ここにはスターリンの引いた基本線がそれなりに生きている。朝鮮からの米軍撤兵は協議の前提であ

り最優先事項、ところが停戦や台湾からの米軍撤兵、さらに極東問題についてはその後の協議対象とされ、前者に準じるあつかいに甘んじている。のちの展開からみれば、それでもまだよい方であった。

2月下旬、米軍が戦場で巻き返しはじめると、停戦条件はさらに割り引かざるをえなくなった。当時、周恩来は希望を排して、冷ややかに情勢をみつめた。「敵の大部分は消滅されず、朝鮮を撤退することもないだろう。この敵を消滅させなければ時間が必要だ。よって朝鮮戦争は長期化する可能性があり、わが方はすくなくとも二年の準備をなさねばならない」¹⁸。もはや半島からの米軍撤兵さえ望めない状況にあって、台湾からの米軍撤退はおろか、対日講和問題を停戦交渉で取引するなど至難であったろう。

戦場の力関係によるかぎり、すくなくとも短期的には高邁な目標を諦めざるを得なかった。ただし、中長期的にみたとき、たとえ日本が単独講和に与し、米国と軍事協定を結んだとしても、利用できる資源がなかったわけではない。日本に影響力を行使するための物理的手段にはおのずと限界があるが、日本国内の世論はいくらか希望のもてるものであった¹⁹。東側陣営にとっては、短期的に勝算のない闘いに正面から挑んで敗北を喫するよりも、中長期にわたる戦略を練ることが重要だったのかもしれない。

VI 外交攻勢の転移 (1951年3月～6月)

1 米中戦の膠着化

1951年春、朝鮮戦争はひとつの転機を迎える。3月上旬、国連軍の進撃をまえに中朝軍はソウルを棄て、同月末までにはほぼ全線にわたって38度線以北に押しもどされた。4月22日から翌月21日まで、毛沢東は最後となる第五次戦役に挑むが完全に失敗、38度線をはさんで米中間の戦局は膠着した²⁰。

さて3月下旬以降、米ソ両者が停戦に向けてにわかには動き始めた。アチソン米国務長官は戦闘停止交渉に入る用意があるという声明案をトルーマン大統領に提出している。4月11日、トルーマンはマッカーサーを解任し、戦線拡大の失敗を印象づけるとともに停戦をもとめる姿勢をあからさまにした²¹。

その翌日、ソ連外務省は国連事務総長からの要請に応え、マリク国連代表が国連のラジオ放送——3月中旬から6月下旬までの予定で「平和の価値」を主題にした一連の放送——で演説することが「目

的に適っている」と考え、スターリンにその旨上申した。ただ、国連当局が4月28日の放送を求めているのにたいし、ソ連外務省は「5月中旬から下旬あるいは6月いっぱい」の時期に遅らせることがよいと考えた。「先行する参加者の放送演説にわれわれが反応することができ、そのような機会を他国代表に与えなくともすむ」などがその理由であった。党中央委員会はこの提案に同意し、6月23日、マリク演説がラジオ電波に乗った²²。

第五次戦役の時期をうまく避けて放送に臨んだことになるが、実際には5月初旬以降、モスクワは北京に隠れてマリク代表を米国国連代表部員と接触させ、停戦の意志があることをたがいに確認しあっていた²³。戦場を背にした和平案の探りあいである。

では、正式な参戦を避けたソ連はどのような停戦条件を打ち出したのか。当然ながら、マリク演説はそれを示すための貴重な機会となった。クレムリンは戦闘停止のあと38度線からの相互撤兵をふくむ停戦交渉をはじめることを望み、マリクにこう言づけた。演説の「休戦条件には台湾返還と中国の国連加盟を入れていない」。この問題を質されることがあれば、こう応じよ。「休戦は純粋に軍事問題、中国の領土その他権利を休戦に持ち込むべきではない。このことはもちろん中国も拒否しない」²⁴。放送の数日後、グロムイコ外務次官はカーク駐ソ米国大使との会談のなかで、停戦の合意事項に「政治、領土問題を含めるべきではない。当該問題は特別な形式をもって解決すべき」だと念を押した²⁵。

ことここに至り、モスクワの引く基本線は2月当時の地点よりもさらに後退した。停戦の取引条件として対日講和問題はもはや話題にも上らず、台湾からの米軍撤兵、中国代表権問題でさえそこから除外されてしまうという始末であった。

2 停戦条件の値踏み

1951年7月10日、中朝軍と国連軍は各代表を開城におき、停戦交渉をはじめた。当初つけた高値からは大きく割り引かれているとはいえ、共産勢力は長期戦の覚悟を固め、停戦条件で必要以上に譲ることを嫌った。交渉初日までにモスクワ、北京、平壤はどのようにその条件を値踏みしたのか。膠着した戦局に展望が開けず、基本線を定めるまでに煩雑な経緯をたどるが、それだけに苦慮のあとがそこに

見受けられる。その一端をとらえておこう。

6月初旬、第五次戦役で戦果を逸した毛沢東は「わが軍の技術条件が敵方よりもはるかに劣っている」ことを認めざるを得ず、「いま敵方は軍事的威力が強いはかりか、戦意もまだ衰えを知らない」とスターリンに苦境を伝えた。ここには、なにかと軍事援助を渋るクレムリンの流儀にたいする不満も見え隠れするが、「朝鮮問題を迅速に解決できない」以上、「長期戦の方針」をとらざるを得ないという判断は偽らざるところであったろう。「大規模な殲滅戦」ではなく、機をみて「小規模な殲滅戦を数多くしかけ」ることを当面の戦術にかかげた²⁶。すぐに勝算が得られないなら、策を弄しながら時間をかけて闘うまでだというのが持久戦の習いである。

ほどなくして、金日成、高崗が毛の要望にしたがってモスクワに向かい、中朝ソ三者間で来るべき停戦交渉の戦略が練られることになった。

6月中旬、マリク演説が電波に乗るまえから、北京は身の丈にあわせるようにして、停戦条件を大胆に削り落とした。まず「38度線を境界」として、その「南北それぞれに小地区を設けて緩衝地帯とする」とし、米軍の全面撤退までは求めなかった。つぎに“中国の国際連合加盟問題”は停戦“条件として提起しなくともよい”と譲った。理由は“国際連合が実際には侵略の道具に成り下がったことを中国としては援用できるからである”。いまや北京は“加盟問題に特別な意義を見出していない”とまで強がった。さらに“台湾問題”については、敵方と“駆引きするため”提起すべきだが“米国が台湾問題の単独解決を堅持している情勢下、われわれはしかるべき譲歩をすることになろう”として、最初から交渉の捨て駒になると観念していた。ここには“平和事業のために、われわれはまず朝鮮問題を解決する”のだという、諦観をふまえた現実主義が生きていた。

ただ、硬軟織り交ぜるのが交渉の鉄則、毛は最初から弱みをみせることだけは避けようとした。いわく、「この二ヶ月、中朝軍が守勢に立たされているおり、中朝両国からこれ[平和交渉]を提起するのは不適切」、まずは「ソ連が[停戦に関する意思]表示」をするか、「敵側が[停戦交渉を]提起するのを待」って「中朝両国がみずからの態度を表明すればよい」。さらに「8月に有力な作戦を挙」げるにも「敵方が兵力を増員せず、上陸しなければ、8月にわれわれ

はいまよりずっと強くなる」という算段まで立てた²⁷。

朝鮮半島の戦局を広く東アジア諸問題の解決に活かそうとする野心は抑え、38度線をはさんだ兵力引き離しに照準をしぼる。この小休止を存分に利用し、戦場で挽回をはかる機会をうかがうというのが、このときの青写真であったろう。

その後、マリクがラジオ放送で停戦の意志を語ると、毛はさらに遜るような姿勢をモスクワにみせた。かれはスターリンにこう告げている。「もし本当に[停戦]談判を行うのなら、敵方にだまされないためにも、この談判にたいする貴殿のきめ細かい指導が必要である」²⁸。停戦交渉で領土問題など非軍事分野はあつかわれないとしたモスクワにたいする婉曲的な不満の発露か、敬意の表現か、はたまたみずから交戦国として矢面に立たされるのを避けるという現実的な判断なのか、もはや判然としないが、停戦交渉ではみずから一步退くという態度をとった。いわく、当該交渉については「貴殿[スターリン]が[訪ソ中の]金日成同志と直接やりとりし」「細かく指導」していただくのがよい²⁹。毛はモスクワにいる金日成にも打電し、やはり二番手に甘んじるという意味を伝えていた。「今回の談判ではあなたの代表が主、中国志願軍の代表が副となる」³⁰。

このころ、当の金日成は停戦条件を7項にまとめ、北京に披露していた。のちの検討材料になる条項をとりあげるなら、第1条は停戦、戦闘停止。第2条は「双方の部隊が38度線から10キロ[公里]撤退し、当該地区に非武装地区を設置」するという案。第5条では「停戦日から2ヶ月以内にあらゆる外国の陸海空軍は撤退する」と謳い、第6条に捕虜の交換を規定し、第7条で強制退去させられた公民[難民]の帰還問題をあつかった³¹。

後景に退くはずの毛沢東であったが、この原案にふれていくらか不安を覚えたのだろう。かれはすぐに異見を唱え、スターリンの判断を仰いだ。

毛は外国軍撤退についてずっと控えめな態度をとった。いわく、「中国志願軍を含め、あらゆる外国軍部隊は期限内(たとえば3ヶ月から4ヶ月以内)に何回かに分けて南北朝鮮から撤退完了する。」これもまた重要な一条である。ただし、敵方代表はこの件が政治的範疇に入ると考えるだろうから、今回の会議では解決してはならない」として、モスクワの意見を求めた。また難民帰還問題にふれ、論争が

未決のおりには「将来の政治的な国際会議に持ち越して討議すればよい」と本音をのぞかせた³²。

ここには、毛の心づもりを知る手がかりが潜んでいる。まず、来るべき停戦交渉において領土問題や中国代表権問題などを取り上げない以上、今回は議題を純軍事問題に厳しく絞り込み、重要な非軍事問題はすべてのちの政治交渉に委ねたほうがよい。下手に条件を盛り込んで妥結をねらえば、今後、政治問題を争う機会を失いかねないともみていたのだろう。つぎに、いずれ来る政治交渉で利を得るためにも、長期戦の構えで戦局の挽回をはからねばならない。ところが金日成の原案にしたがえば、中国軍を含めて外国軍が「2ヶ月以内」に完全撤退することになる。もちろん、この合意にいたる可能性は低かったであろうが、このような提案をすること自体、8月の戦役準備に向けた臨戦態勢に水を差しかねない。そこで北京はこの議題を除外してしまうか、たとえ採用するにしても撤兵期限に「3ヶ月から4ヶ月」という余裕をもたせたのだろうか。

毛にとっては戦術の妙技でも、モスクワの意に沿うとは限らない。スターリンは毛が削り落とそうとした条項を生かすよう伝えた。「あらゆる外国軍の撤退、そして難民に関する問題」は「提起、堅持しなければならない」³³。共産世界の最高指導者が告げる言は重く、毛は難色を示すことなく忠義をみせた。かれは金日成に打電し、難民帰還に関する条項のほか、「朝鮮で戦闘にあたるあらゆる外国軍は中国志願軍を含めて、2ヶ月から3ヶ月以内に何回かに分けて南北朝鮮から撤退完了する」という条項を盛り込むように伝えた³⁴。その後、金日成の意思を尊重して、毛は難民交換に関する条項を削除してもよいなどといくつかの修正には応じるが、半島からの外国軍撤退を明記せよというスターリンの忠告に逆らうことはなかった³⁵。

開城交渉に臨む共産陣営は、もはやその席で対日「全面」講和を争う余裕などなく、朝鮮戦争前夜の原状回復——半島と台湾からの米軍撤退——をそのまま求めることさえ諦め、米軍の半島撤兵にねらいを絞るのが関の山であった。戦局に鑑みて思いきって値を下げた目標ではあったが、これでさえ実現できるかどうか心許ない状況にあった。

3 西側陣営の戦略

このころ、米国を中心にした世界は欧州、極東を問わず、すでに友邦としての地位を固めつつある旧敵国を陣営内に取りこもうと歩を進めていた。

西独をどのように同盟国として地域統合に組みこむのかについては依然進路は定まっていなかった。ただ、西欧ではのちに欧州統合を支えることになる事業が途についた。欧州石炭鉄鋼共同体 [ECSC] は朝鮮戦争前夜、仏外相シューマンが呼びかけた構想に端を発す。同案にたいする米英の反応は好対照をなしていた。当時、駐仏米大使の任にあった D. ブルースは「解放以来、仏政府がなした最も建設的なもの」とこれを歓迎したが、ベヴィン英外相は事前になら相談もなくこの案が出されたことに義憤を覚えた。英国としては、独仏が旧来の夢を呼び覚まし、欧州にカルテルをつくらうとするのではないかと懸念したようで、交渉に参加しないと同案を突っぱねた。結局、1951年4月、独仏伊にベネルクス三国が加わり、パリで ECSC 設立のための条約が調印された。この国際共同体はルクセンブルクに本拠をかまえ、各国の石炭・鉄鋼部門を共通の超国家的権威のもとにおき、各政府の政策決定をこの権威に委ねようとするものであった³⁶。ワシントンのみずから定めた統合路線をパリが積極的に採用したことを歓迎した。ポン政府はこの超国家統合が対等の協力関係を築くうえで、その起点になるとみた³⁷。

もうすこし広い視野からこの経緯をながめれば、やがて成立する「EC-NATO 体制としての戦後秩序」が萌芽するすがたをここにみることができよう。仏政府は連邦主義的な「欧州軍」——いわゆる「プレヴァン・プラン」——を構想していたが、英米からの批判にあっていた。1950年末、NATO 理事会で妥協が成立し、ワシントンがパリ提唱の欧州防衛軍を受け入れるかわりに、仏政府はその防衛統合案を NATO の枠内に埋め込むことに了解した。その後、ECSC 設立の合意をはさんで、1951年9月、英米は二つの連邦主義的な統合計画——シューマン・プランとプレヴァン・プラン——を歓迎、一方の仏政府は NATO の枠内で欧州統合を進めることに賛同した。こうして「EC-NATO 体制」としてやがて結実する秩序の原型がかたちづくられていった³⁸。

西欧に地域統合が萌芽したとき、米英は極東の舞台でも駒を進めた。たとえソ連が参加しなくとも

対日講和をはたすことで英米は早々に妥決するが、中国代表権などの問題では最後まで不和が残った。これはよく知られた経緯であるから、ここでは簡潔にその流れを示すにとどめよう。

1951年3月14日、米国は樺太・千島をソ連に割譲する条件として、モスクワの参加を求めると英国に伝えた。同月23日、アチソン米國務長官が朝鮮戦争停戦の声明案をトルーマン大統領に提出したその日、ワシントンは英国はじめ極東委員会（FEC）の全成員にむけて講和条約案を披露した。これは昨年未だに固めた「講和七原則」を踏襲するものであった。同月末、英国はやはり中華人民共和国を講和会議に招請すべきだとダレス米國務省顧問に伝えていたが、4月16日、モリソン英外相はソ連の参加については柔軟な態度をみせた。モスクワの参加は望むが、たとえ不参加であっても条約署名の用意はあるというのがその趣旨であった。5月3日、米英両国は共同草案にたどりつくが、中国代表権、台湾の処理、そして韓国の講和会議参加などをめぐってたがいの不和は残された。ただ、このときダレスは北京、台湾いずれも条約に署名しないという線で歩み寄りの気配をみせていた。6月3日から2週間ちかくにわたってロンドンで行われた米英交渉をつうじて、両国の溝は埋められていった。両者は「いま考案されている多国間講和条約へのいかなる中国の共同調印もなく進める」ことを確認し、事実上、北京・台北いずれの代表も講和会議に招請しないことにした。また台湾の地位について、講和「条約によって日本は台湾および澎湖諸島にたいする主権を放棄する」としたものの「条約そのものは当該島嶼の将来を決するものではない」として含みをもたせた³⁹。

ソ連については講和会議に招請はするが、その参加は当てにせず、北京・台北には会議への参加を呼びかけもしない。いよいよ単独講和の路線がそのすがたを顕わにした。

4 ソ連の遅延工作 —— 対欧州外交

1951年春、朝鮮半島の戦局が膠着し、停戦に本腰を入れ始めたモスクワであるが、その国際戦略の基調に根本的な変化があったとはいいがたい。とくに公式の立場をどのように示すのかという対外政策の根幹にいたっては、従来のものを踏襲しておけばよかった。

マリクの国連ラジオ演説に向けて動き出したソ連外務省は、みずから世界にうたえらるべき平和の諸原則を選ぶにあたって、おそらく躊躇することなどなかっただろう。軍備縮小、核兵器の「製造・使用などの」無条件禁止とその国際管理体制の樹立、そして日本、ドイツを相手に平和解決を得るという、「戦後の原像」（進藤榮一）たるべき諸原則を掲げておけばこと足りたからである。しかも、その「原像」が高邁で尊いものであればあるほど都合がよかったに違いない。それを葬った責任をまるごと相手方に求めればよいからである。史実としては歪曲、誇張きわまりなくとも、宣伝工作としては利用できるだけの資源をモスクワはもっていた。みずからの行為はさておき、「北大西洋軍事同盟の創設がソ連と西側三大国の関係を悪化させた主原因であった」と難詰すればよかった。さらに「北大西洋条約の締結、外国領土における米軍基地の設置、西独の再軍備と西独軍の創設、日本軍国主義の実質的復活、北大西洋条約機構加盟諸国、そして何よりも米国による極端な軍備競争と軍事力強化、この一連の事実がいま西側大国の侵略的政策を特徴づけている」と責めることもできた⁴⁰。ソ連にとってこの公式たる「正論」はマリク演説のあとにも援用された⁴¹。

さて、理想をそのまま引き写したような原則を基調にしなが、個別の外交戦術が打たれることになった。このころ欧州情勢をめぐる東西の駆引きはなおも断続的に続けられていた。米英仏ソ四大国は外相会議開催に向けて、その準備会議たる外務次官会議をすでにパリで始めていたが、肝心の外相会議の議題をどのように設定するのかという問題が未決のままであった。西側の経済統合に西独が呑みこまれるのを見すごすほかなかったモスクワにとって、ドイツの将来をいよいよ定めることになる講和問題は至要、少しでも状況の打開を賭して時間を稼ぎたかったのか、朝鮮半島の第五次戦役が帰趨を決するころまでは外交交渉の遅延工作に徹する。

5月2日、西側三大国（米英仏）が四国外相会談の議題案として三案をソ連に提示、ところがパリ四国外務次官会議の席でソビエト代表団がそのうち二案に難癖をつける。残るは一案。他の案にもみられるが、この案にも「ドイツ再統一および講和条約準備に関する諸問題」のほか、対イタリア・ルーマニア・ブルガリア・ハンガリー各講和条約履行の問題

などが議題項目として挙がっている。論争の焦点はもはやそこになく、「国際的緊張の原因および結果の検討」という冒頭の項目にあった。冷戦を引き起こした責任をどこに求め、冷戦によって生じた問題をどのように解決するか。東西間の外交的応酬の本質ともいうべき諸要素をどのような優先順位で表記するかをめぐり紛糾したわけである。当然ながら、ソ連は「ドイツ非軍事化に関する問題」を最初におくことを求め、西側三国は「軍備・軍事力の国際管理・縮小体制の構築」を優先せよと迫った。両者の応酬はしばらく頓挫するが、朝鮮半島の第五次戦役が失敗した5月末、機を見計らったように米英仏がモスクワに妥結を急かした。表記の順番をめぐり紛糾は「大きな難題であると考えべきではない」。ソビエト代表が「北大西洋条約に関するみずからの提案」に固執しなければ、議題をめぐり合意は成立するし、外相会談もできる⁴²。西側三大国はNATOを冷戦の元凶だと断じるモスクワの立場に変更を迫った。

朝鮮の戦役に蹉跌をきたしたソ連にとって、にわかに事態の好転は望めない、かといって弱みに付けこまれるままにその要求を受け入れるのも潔しとしない。そこでソ連外務省は「ソ連と連合三国の関係が悪化した主原因たる米軍基地および大西洋条約機構の問題」を外相会議の議題にせよと返した。この問題を「率直に審議することは欧州の緊張した雰囲気や大いに緩和するとともに、外相理事会〔外相会議〕会議の作業も大幅に軽減するだろう」とももらしい理由で飾り付けるのも忘れなかった⁴³。モスクワがNATOの議題に執着したのは西独がそこに統合されることを恐れたからであり、米軍基地の問題に目を光らせたのは、無論みずからに刃を向ける米国がその在欧能力を高めるのを案じたからである⁴⁴。

結局、6月下旬、マリクのラジオ放送前日、米国がパリ交渉を決裂させてしまい、次回の会合予定さえ示さないというありさまであった⁴⁵。モスクワも持論をくり返しては、ただワシントンに詰るばかり、はなはだしきは中国(北京政府)を加えた五大国による平和条約締結を迫るなど、およそ実現の見込みの低い高目標ばかりを並べた⁴⁶。外交の実務的交渉をなかば擲ったともとれる粗雑な態度であった。

モスクワは欧州方面においても、反撃に転じる機会をうかがっていたのか、派手な外交攻勢に打つの

をあえて控えているようにもみえた。これと引き換えにスターリンはこれまで守勢に甘んじてきた極東問題にたいして、にわかに熱を上げはじめた。

5 ソ連の外交攻勢 ——対日講和問題

1951年5月初旬、モスクワが対日講和問題で本格的な動きをみせはじめる。時あたかも朝鮮の戦場では第五次戦役のまったなか、日本問題に目をやれば、対日単独講和の準備もいよいよ佳境に入ろうというところ、駐米ソ連大使が本国に宛てた公電には暗い見通しが並ぶ。

「米国の支配層」には極東政策をめぐる原則的な対立は見られない。「米国の極東政策〔おもに朝鮮戦争〕失敗とマッカーサーの退役によって、米国は対日単独講和条約および日本との軍事協定それぞれの締結促進、そして太平洋条約の成立促進に着手した」。4月中旬、ダレスは軍事協定の条件をさだめ、単独講和条約の細かい修訂作業に取りかかるため訪日した。「東京の放送局は日米軍事協定(『安全保障に関する日米暫定協定』とは名ばかり)の非公式な原文を報道したが、その協定によれば、日本側の「要請」によって、米国がその〔日本〕領土に軍隊を保持し、それ〔日本〕にたいして『安全保障』を提供することが規定されている」。米国としては「今年半ばまでに講和条約草案の『合意』を終え、その後形式的な署名会議を招集するつもり」であり、その条約の規定は「英国以外の極東委員会成員」から「なんら深刻な反対を受けていない」。

ただ、わずかな光明が差すとすれば、英米間に不和があるということか。パニューシキン大使は英国が「日本の競争力をおそれ、日本の造船工業の生産力を制限するよう求めている」ことに目をやり、「米英間の最終合意は依然達成されていないと推測できよう」とした。また太平洋条約の組織をめぐって、英米間に意見相違が生れた」ことにも留意した。「米国の主要同盟国である英仏が同条約に不在であることは、米国が太平洋を完全に支配しようと画策しており、これによって英米連合内の対立が増大していることを示している」と観察した⁴⁷。

不思議なことに、ここには中国代表権問題をめぐり英米不和は取り上げられていないが、別の問題群をめぐって両者の意見対立がなおも残されていることには注意を向けており、その一点に一縷の望みを

つないでいるといえなくもない。ただ、ワシントン主導の対日単独講和、日米軍事協定がほぼ既定路線として固まりつつあるというのが報告の基調であっただろう。英米対立に期待をよせて、この大きな潮目が変われるという積極的な意志や判断をここから読みとることはおそらく難しい。たとえ既定路線がそのまま実ろうとも、今後も西側陣営内に不協和音が残されることになるという未来にむけた含意がここに示されていたとみるべきであろう。

さて、敵方が既定路線をいよいよ固めようという段になって、ようやくソ連は反撃に転じる。なぜこうも遅きに失したのか。朝鮮の戦局で優位になるまで機を見計らっていたというのが通説であるが、この推察にも再考すべき余地が残されている（前稿参照）。戦局で挽回をはかってから事態の好転をねらうというのはもっともらしい道理ではあるが、やはり一面の真理にすぎない。その間、敵方は対日講和準備を着々と進めてしまうため、正当な反撃の布石を打っておかねば、打開できる機会さえ失しかねない。実際にはその好機を逸したというにとどまらず、朝鮮の戦場で圧力を加えながら西側に対日全面講和を迫るといふ算段——停戦条件への採用——さえもとうに消えていたのである。

一見、倒錯しているようだが、敵方の路線が固まりつつあったからこそ、心おきなく反撃する余地が生まれたとはいえないか。相手方の計画が未熟なうちからこちらが下手に手を出せば、講和準備に少しでも参与することになりかねず、その非を責めるべき「単独講和」が完全には成立せず、かえってみずからの正論に傷をつける。おおむね大勢が決し、事態を覆すことがもはや望み薄だという諦念があればこそ、自前の対案に高目標をふんだんに盛り込めるといふことだったのではないか。

6 第一の対日攻勢 ——日共の武装闘争路線

さて、ソ連が対日問題をめぐり攻勢をかけるとなれば、朝鮮戦争前夜にさだめた二重戦略——党と政府の両レベル——によるほかない（前稿参照）。

ひとつの戦略は、現地の共産党による「自力更生」をつうじて、その地に君臨する政権とその向こうにひかえる大国に挑みかかるという革命運動の鼓舞である。現地の努力を「主」、外部の援助を「副」とするこの戦略は、中国共産勢力が新政権を築くまでに

得た経験によっている。その戦術の妙技は合法闘争と非合法な闘争、農村と都市の闘いをうまく組み合わせるところにある⁴⁸。

ところが、日本共産党に北京流の「自力更生」を期待するとなれば、はなはだ心許ない状況にあった。1950年初頭、クレムリンがコミンフォルム機関紙をつうじて日共が強硬路線をとるよう迫ると、党内はみるまに分裂、「主流派」（所感派とも呼ばれるが、便宜上この呼称による）たる徳田球一、野坂参三らは非合法活動を準備しながら北京に逃れ、異国の地にさながら亡命支部を設けた。このいわゆる「北京機関」はいくつかの回想や資料によって実態が断片的に知られるが、いまに至るもその全容はとらえがたい。サンフランシスコ講和会議の前後、全面講和闘争を強硬にくり広げるため、日共主流派はこの亡命機関を介しながら軍事路線を含むいわゆる「51年綱領」を採択するにいたる。この経緯そのものは史実として至要たる地位を失わないが、中ソ両党がふかく関与していたことに加え、非合法な闘争に走ったこともあって戦後日共にとってはいまなお負の遺産、史料の公開は極度に制約され、依然不明な点を残している⁴⁹。詳細は別稿に譲ることにし、ここではこの次第を概観しておきたい。

1951年2月下旬、日共主流派は党内分裂を修繕できないまま第四次全国協議会（四全協）を敢行し、強硬な闘争方針を固めた。「労働者階級と、農民の基本的な闘争部隊を徹底的に強く」という決意のあと、「あらゆる形態の人民自衛団の組織を拡大発展させ」と謳った。「米帝の銃剣と売国的な警察のピストル」、その支持勢力などの「暴力的な圧力に直面せざるを得ない」以上、「党活動は非合法による政治指導の徹底的な強化」を求められるとして、敵の暴力に直接立ち向かうよう党員を鼓舞した⁵⁰。このとき中共流儀の闘争方式、とりわけ軍事方針が固められたと考えられる⁵¹。

それだけに4月から8月にかけてモスクワで四回断続的に行われた日ソ両党会談〔中共も列席〕は、軍事方針そのものの是非を論じるというよりも、主流派のもとに日共を団結させるための荒療治というにふさわしい。現地には徳田ら主流派、そして国際派を代表して袴田里見いずれもが滞在していたが両者は没交渉、スターリンは最後の第四回会合をのぞいて主流派のみと協議を重ねて一連の決定——主流

派の自己批判、スターリンお墨付きの綱領作成、そして袴田の自己批判――を下す。8月に行われたと思しき第四回会合では、国際派袴田が初めて交渉に参加するも、スターリン威圧のもと既定路線を事後承認させられるばかりであった⁵²。そのときまでにクレムリンは主流派徳田の要請に応じて、10万米ドル規模の財政援助を与えることが目的に適うとして、資金援助を決断していた⁵³。

共産世界の領袖が終盤にかけて矢継ぎ早にほどこしたこの手荒な処置により、日共主流派は8月の20回党大会、10月の五全協をつうじて「51年綱領(文書)」を採択するにいたる。ただ、なにぶんやり口が強引とあって後年日共党内に大きな禍根を残す。戦後日共にとっては過重すぎるほどに負の教訓となったこの「1950年問題」、重責を課すべきはだれかという問題が党の正統性に直結するため、熾烈な論争は避けがたかった⁵⁴。

ここで党内権力闘争にも堕しかねないこの論戦から数歩退き、「全面講和」にむけた闘争戦略としてこれを観察すれば、スターリンが現地日本の共産勢力に高い期待を寄せていたと考えるだけの根拠は見つからない。みずからの介入に原因の一端があるとはいえ、講和会議の前夜まで党内は分裂をつづけ、米占領下にただでさえ劣勢の日共は多くの工作に支障を来していた。では、党内の亀裂を修繕するためにスターリンがすみやかな処置をほどこしたかといえば、そうでもない。4月に始まった日ソ両党会談は散発的なものであり、最終決着までに5ヶ月ちかく浪費した。そればかりか、日本国内で新規綱領の採択が狙上へのぼるころには講和会議が目前に迫り、五全協の正式な決定に至ってはサンフランシスコ会議終了から一月あまり経ていたという始末。闘争方法がようやくさだまったときには、その標的が失われているという悲劇とも喜劇ともつかない展開に期待を寄せるのも難しい⁵⁵。

全面講和を導くための闘争としてははなはだ無力と知りながら、なぜスターリンはこれほど強引なまでに日共に強硬路線を迫ったのか。かつてかれは欧州の共産主義政党を引き締めるにあたってコミンフォルムを結成し、やがてユーゴを排除した。これと似た戦略をアジアにも持ち込もうとしたのではなかったか。実現はしなかったが、アジア革命の司令塔たる北京に東方版コミンフォルムをつくるよう迫り、中共

流の武装闘争路線で画一化をはかり、それに抵抗しかねない勢力の芽を早々に摘んでおく⁵⁶。戦後日共の平和路線を公然と斥け、中国流の強硬路線を強要したのには、このような背景があったのではないか。講和条約調印ののち正式採択された「51年綱領」は、極東の一角で過激な闘争をくり広げる指南書としては意味があっただろうが、全面講和闘争としては遅きに失したという月並みな形容さえ色あせるような代物であった。

7 第二の対日攻勢 ――日本中立化構想

クレムリンが党をつうじた革命戦略にそれほどの期待を込めていなかったとすれば、残る戦略は政府レベルの外交戦である。旧敵国との講和はすぐれて政府レベルの外交問題であるから、連合国としての地歩を築いてきたソ連が北京政府に先んじた。

1951年2月下旬、対日講和条約をめぐる会談再開の用意がマリクにあるとダレス米國務省顧問が記者に語ったところ、翌月3日、マリク自身がこれを事実無根と否定した⁵⁷。ソ連が単独講和の準備作業に参入しているという印象は、たとえわずかでも払拭せねばならなかった。3月下旬、米国が講和案を示してからひと月近く経て、モスクワにはわかにかい腰を上げた。

5月6日、スターリンは米国の講和草案にたいする批判的回答を用意して、それを毛沢東、周恩来に照会、北京の同意を得た⁵⁸。

翌日、ソ連外務次官ボゴモロフは駐ソ米大使カークに接見し、その文書を手交した。終戦後一貫してうたえてきた原則をくり返すものではあるが、新たな情勢を視野に入れながら、そこにいくらか肉付けしたという趣の文章である。

まずは米国がいかに「単独」でことを運んできたのか、その不正をうたえた。米国はみずからの講和草案を「ソビエト連邦を含むその他諸国政府の代表と意見交換したのち作成した」としているが、これは「不正確」である。すでに3月初旬、マリクは「対日講和条約準備に関して米国代表との単独交渉を拒否する」と声明しているし、「いずれか一国の政府が担当して、同国が他の利害関係政府の意見を調査する」のを講和条約の準備というわけにはいかないと説明してきた。それにもかかわらず、米国は条約「準備に関わる権限を占有しようとして単独準

備も辞さなかった」。

つぎに、米国案が「現有の大国間協定〔カイロ・ポツダム両宣言、ヤルタ協定など〕に反する不公正な立場を含んでいる」と責める。日本を民主化、非軍事化し、平和的経済を発展させるという義務を怠っているほか、「台湾島、澎湖諸島を中国に返還すべし」と明記したカイロ宣言に違反している。米国案では日本が当該島嶼の「あらゆる権利を放棄することだけは謳っているが」、これを「中国に引き渡すことには一言もふれていない」。そのほか「琉球、小笠原諸島、西ノ鳥島、火山列島、沖ノ鳥島、南鳥島にたいする日本の主権を奪い、国際連合による信託統治という口実で当該島嶼を米国の施政下におく」という規定をとりあげ、この「略奪には大国間協定、国連安保理決議いずれにも規定がないため」、「正当化する余地がない」と論難する。

当然ながら、軍事問題にも目を光らせる。「米国草案には日本の軍国主義復活を阻止するための保障措置がないばかりか、日本の軍事力規模に関してなんら制限を設けていない」。駐日米軍の待遇も見逃ごせない。米国案に占領軍の撤退期日が明記されていない以上、講和締結後も「日本におかれた米国占領軍と軍事基地を維持することをはっきりと念頭においている事実は無視」できない。「対伊講和条約では講和締結後3ヶ月以内に占領軍がイタリアから撤退すると規定している」ため、「イタリアと比べて日本は最悪の状況におかれ、米国は対伊講和締結後も無期限に日本占領を続ける無限の権利を享受する」ことになる。

一連の非難が終わると、最後にくるのが具体的提案である。第一に「対伊講和条約の準備を始めるため、1951年6月あるいは7月に米中英ソ各代表からなる外相会議を招集」せよと迫った。そのさいには「対日参戦国すべての代表」を条約「準備作業に招請」することを想定していた。

第二は、講和条約を作成するさいの基本目標である。日本の民主化、平和的な経済発展、通商制限の撤廃などのほか、「自衛に必要な範囲を超えないよう日本軍事力の規模に制限を設ける」ことを求める。これは陸海空軍の規模に厳密な制限を設けた対伊講和条約と趣旨を同じくするもので、「日本がイタリアよりも特権的な地位を与えられる」ことには「なんの根拠もない」。「日本自身」が「いわゆる『自衛』

のための軍事力規模」を決定することは「日本の軍国主義復活を許すものに等しい」という、歴史の教訓に学んだとも、誇張を含んでいるともいえるような表現を添えた。

第三に、かつての対日参戦国いずれか「一国に敵対するような、いかなる連合にも日本が与しないことを」明記する。第四に、講和条約締結後「一年以内にすべての占領軍が日本領土から撤退」し、「いかなる外国も軍隊あるいは軍事基地を日本に保有しない」と明記する。最後に日本の国連加盟を支持するという内容であった⁵⁹。

対米批判の項目は多岐にわたるが、ソ連がここで示しているのは、あまりにも厳しい条件のもとで日本を中立化させるという構想であっただろう。かたや旧敵国日本を仮想敵とする中ソ同盟がひかえ、こなた日本には非同盟を求め、「自衛」の範囲決定権さえ奪う。従来、徹底した非武装化を求めていたことからすれば、これはモスクワの重要な譲歩には違いないが、日本は自衛の手を縛られたうえに国際的な安全保障措置はといえば未加盟の国連以外にめぼしいものは与えられていない。四国外相会議は講和準備の主体であって、日本の安全保障に最終的な責任を負う機関とはほど遠い。米国案を斬り捨てる言葉は勇ましいが、具体的な対案というには粗削り、米国がこれまで受け入れてこなかった四国外相会談を講和準備の起点におくあたり、相手と折衝する機会を慎重に計算したという痕跡に乏しい。

当然ながら、米国がこの案に理解を示すことはなかった。5月中旬以降、クレムリンはまたもや反撃の矛を磨きはじめた。第五次戦役をむなしく終えた翌日、北京はそのソ連に同調した。周恩来は「米国の対日講和条約草案に関するソ連政府の意見を詳細に検討したあと」、中ソ両政府の見解が「完全に一致していると認識」したとして、全面的に支持することを誓った。単独講和への反対、領土問題、外相会談開催などの諸点に同意したほか、日本の軍事力を自衛の範囲を超えない規模に制限するという件にも賛同した⁶⁰。

モスクワは今回の外交戦を打つにあたって、北京のみならず、モンゴル、北朝鮮、インドシナの共産勢力からも事前に支持を取りつけていた⁶¹。6月10日、ゾーリンソ連外務次官がカーク大使に面会し、対米批判の覚書を手交した。この文書は前回の反

復を基調とするが、米国の立場をひとつひとつ難詰することに重点がおかれている。

まず、「日本をふたたび侵略国にせず、日本の軍国主義復活を予防するための問題が最重要である」〔下線原文〕と照準をしぼった。対伊講和に準じて日本の軍勢力規模を制約せよとソ連は求めたが、米国政府はこれに反駁できていない。「日本の軍国主義侵略の被害諸国にたいして将来の安全を保障するものは皆無だが、この点は講和条約の重大な任務のひとつであるべき」である。「日米軍事協力」が中ソの加盟を排除していることは明白で、同「協定がなによりもまず当該諸国〔中ソ〕に敵対するものであって、明らかに侵略的性格を帯びている」ことは疑う余地がない。したがって、国連憲章の「個別的・集团的自衛権」に関する言及が、「明らかな根拠薄弱、まったくのデタラメである」ことは明白である。

つぎに、講和手続についても持論を復唱する。ワシントンは米ソ両政府が講和草案について交渉したというが、マリクーダレス会談は個別会談に過ぎない。対日参戦諸国すべてが条約の準備・調印に参加するという「全面的」なものであるべきだ。くどいまでの反復ではあるが、ここにきて新味も出した。これまで四国外相会談の招集を旨としてきたクレムリンであるが、それに代えてすべての対日参戦諸国代表からなる講和会議を招集して講和草案を審議せよと迫ったのである⁶²。

この文書を以前からの復唱に過ぎないと断ずることもできようが、ささいな変化が示す戦術の転換を見のがすのもまた惜しい。米国が主導権をにぎる単独講和の外交過程がすでに覆しがたい現状にあって、知恵をしぼるべきはみずからの正当性に磨きをかけることであつたらう。

ワシントンの流儀たる極東委員会〔FEC〕経由の外交過程の向こうを張るため、これまでモスクワは連合四大国の外相会談に固執してきたが、このたびその態度を改め、対日参戦国が一堂に集う会議を提唱、講和が「全面」的性格を帯びるべきものであることをより鮮明に打ち出した⁶³。そのすそ野を広げるためにも、蒙朝越の支持を事前に取り付けることを忘れなかった。

また、日米軍事協力の流れをもはやせき止められないと踏んだのか、それを詰ることに終始し、建設的な対案を練ることに関心を示さなかった。日本

〔あるいはその同盟国〕に刃を向ける中ソ同盟の存在を棚にあげ、東京に厳しい自衛条件を迫りながらも、日本に安全保障の多角的枠組みを用意するなどの工夫がここには見当たらなかった。

Ⅶ 講和会議前夜 (1951年7月～8月)

1 譲歩の回帰

モスクワが日本問題をめぐって外交攻勢をかけはじめののを後追いするようにして、7月10日、かつて商都として栄え、板門店からも近い開城にて朝鮮戦争の停戦交渉が始まった。クレムリンの領袖が説く戦術に則りながら、中朝側は交渉決裂も辞さず、米軍撤退を争う構えであった。

翌日、毛沢東は「〔外国軍〕撤兵の一条項はかならず堅持せねばならない」とさっそく李克農経由で平壤にくぎを刺した⁶⁴。15日、かれは「米国側があらゆる外国軍の朝鮮撤退問題を議題とするよう同意することは必須、その条件を満たして初めて、わが方は38度線の具体的境界線を議題として提起しないことに同意する」として、あくまでも米軍撤兵問題が停戦交渉の入り口にあることを示した⁶⁵。17日、毛はこの立場を死守するのに交渉の決裂も辞さないと意気込んだ。いわく「われわれは会議が停戦のみならず、撤兵についても検討する権利があるという立場を堅持する」。「敵側がこの譲歩に応じないなら、われわれは立場を堅持せねばならない。われわれは休会を提起することもないし、決裂を示唆することもないが、かれらによる決裂もまた恐れてはいない」⁶⁶。みずから交渉の席を立つことはないが、こちらの断固たる姿勢に相手が難色を示すなら、談判が頓挫しても構わないという頑なな姿勢であった。

ところが、この決然たる態度に相手がひるむことがないと分かると、毛はあっさりと折れた。ことの表層だけをなぞるなら、あまりにあっけない譲歩というほかになく、相手の出方ひとつでみずからの構えを変えたことになるが、この変心はいったいなにを表しているのか。そもそもかれは8月の戦役準備にこだわり、半島からの外国軍——米中両軍——撤退を停戦条件とすることに乗り気ではなかった。あるいはこの高値の条件を守ろうとするあまり協議が破綻して、こちらの態勢を立てなおす間もなく戦闘が再開すれば、いっそう不利な状況に陥るとも案じたことだろう。しかし、スターリンがこの条件に固

執する以上、弟分としては長兄の望みにまずは従ってみせるのが世の習い。これでは事態が打開できないと分かれば、その実例を示すことで、こんどはみずからの戦術を売り込むということではなかったか。

事実、このとき毛がスターリンに披露した策は、38度線をはさんで両者の兵力を引き離すという、かれが最初にかかげた原案そのものであった。

7月20日、毛は「本日の会議で相手側が撤兵問題の検討を拒絶する可能性がある」と平壤に伝えるかたわら、クレムリンの領袖にこう告げた。撤兵問題で「敵側にまったく譲歩する兆候がみられない。われわれはおそらく撤兵問題を再考しなければならない」。なぜなら「目下われわれの軍事力では敵を北朝鮮から追い出すことはできても、南朝鮮から追い出すことまではかなわない」からである。戦争が長引けば、敵は消耗するが、こちらも大きな財政危機を迎える。「撤兵問題で成果の得がたい長期戦に臨むよりも、停戦交渉のなかでこの問題を即時解決すべき必須条件としないほうがよい。むしろ38度線からの撤兵と停戦を朝鮮問題の平和解決にとつての第一歩とし、朝鮮撤兵問題は停戦後の検討に残しておくのがよい」。これこそマリクの案ではなかったかと毛は畳みかける。そればかりか、朝鮮撤兵問題は「台湾からの外国軍撤退、対日単独講和条約および日本再軍備問題と同じく」以後の解決に残すのが最善だと訴えた。スターリンとて米軍がたやすく半島から撤退するなど読んでいたわけではあるまい。相手の出方さえ知ればそれで十分だったのか、かれも毛の策に同意し、金日成もこれに同調した⁶⁷。

奇しくも、毛がモスクワに打電した日、英米からソ連にサンフランシスコ講和会議の招請状が届いている。単独講和の趨勢がほぼ確定するなか、その日本問題とほぼ同列の二義的位置におかれたのが米軍の朝鮮・台湾撤兵問題であった。いまや力の限界をわきまえるほかに、38度線による分断に腐心するのが関の山、ここで見送った高目標を相手にする日がいつ訪れるとも知れない。こうして目標を冷徹なまでに引き下げたはよいが、それでもなお敵方が満足するという保証はなかった。

2 痛み分けの決裂

7月24日、周恩来は身の丈にあわせて引き下げた交渉条件にいくらか自信をのぞかせ、ロシチン駐

中大使にこう語った。「米国人は38度線を越えて撤退するのを拒否している」が、「中国にはかれらを38度線よりも向こうに追いやるだけの十分な力がある。よって、米国人は38度線の問題については譲歩しよう」。「しかし、おそらく米国人は朝鮮からの外国軍撤退については譲歩しないだろう。かれらはこう確信している。もし朝鮮からかれらの軍隊が追い出されれば、李承晩政権は瓦解し、それについて日本の情勢まで悪化してしまう。米国人としては李承晩軍を再編し、日本を武装化してはじめて自国軍を少しずつ朝鮮から撤退させることができよう」⁶⁸。

曇りない目で現状を見きわめているという点で卓越した観察ではあるが、それだけに北京政府の諦念を余すところなく物語っている。米軍を半島から追い出すには、非武装中立の日本ではままたず、米国の同盟者たる日本の「再軍備」を用意してはじめてそれが可能になるという、じつに皮肉な事実を伝えているからである。

そうこうするうちに38度線をはさんで仕切りなおそうとする策にも暗雲が立ち込めてきた。27日の交渉を受けて、北京は警戒の色を強めた。国連軍代表が「海空軍優勢への補償」を口実に、戦線から遠く離れたわが方の実効支配地域内に軍事境界線を設けるよう求め、1.2万平方キロの土地を戦わずして強奪しようと企んでいる」とみたからである⁶⁹。最終的に痛み分けるにしても、争うべきものは争うという相手の態度に面した北京もまたおいそれと引き下がるわけにはいかなかった。「敵方がなにを企もうとも、まずは手順どおりに断固として38度線を双方の軍事境界線とするという問題の解決にあたらねばならない」と毛は交渉団に檄を飛ばした⁷⁰。

しかし、解決の糸口が見つからぬまま、8月22日、中朝側は交渉を中断すると発表し、議場を去った⁷¹。交渉が休会となるなか、周恩来は戦場でことを構える覚悟をもって敵方の出方を占った。交渉決裂に向けて先延ばしをする可能性もあれば、軍事境界線問題で妥結することもありうる。すぐれた観察眼をもってしても精確な予測は難しく、いずれの可能性も排除できなかった。それだけに正面から侵攻を受けたときの準備だけは怠らず、東西両岸から敵軍が上陸するのを警戒すべきだと判断した。毛は周のこの原案に手を加えてスターリンにこう伝えた。「もし満足いく回答が得られなければ、会議を一定期間

休会し、敵側の氣勢を削ぐが、わが方がみずから決裂を宣言することはない。「一定期間待ったあと、敵側が交渉再開の意思をさらに示すなら、われわれは進んで婉曲的な方法を提起して、その受け入れを促すつもりである」⁷²。

たとえ停戦交渉が行き詰まるにしても、みずからの正当性に傷がつくことだけは避けるため、協議決裂の責任を相手側に求められるよう、その段取りだけは怠らなかつた。

3 米英からの招請状

開城交渉が初日を迎えるその前夜、7月9日、ワシントンが駐米ソ連大使館に一通の覚書を宛てた。ほぼひと月前、クレムリンが米国の対日講和案にたいして批判のかぎりを尽くしたその覚書にたいする、これまた全面对決を趣旨とした文章である。

この覚書は冒頭、日本が個別の同盟関係に入るのを禁じようとするモスクワの姿勢を拒絶するという単純にして明瞭な否定から始まる。米国の条約案が「国際連合憲章で『固有』のもの」と承認されている権利——個別的あるいは集団的自衛権——について日本に制約を加えていないことを理由にソ連はこれに反対する。「ソビエト連邦政府は講和条約において、今後日本がみずからの裁量で他国と集団的安全保障取決めに入る権利を否定しようとしている」が、「この見解を米国政府は受け入れられない」。

つぎに講和条約の「手続き」問題をとりあげているが、こちらはいくらか手の込んだ反論をみせる。ソ連は「ポツダム協定の遵守に固執」し、外相理事会の構成員たる米ソ英中四ヶ国によって条約を準備すべきだとする。だが「これでは〔外相〕理事会という拒否権による拘束をとまなう手順に条約の準備を委ねることになり、フランス、さらには対日戦でソビエト連邦よりもなお深刻な負担を強いられた多数のアジア太平洋諸国をその準備作業から外すことになる」。さらに、ポツダム協定が「日本の降伏前、そしてソビエト連邦が依然太平洋戦争で中立の立場にあった8月1日につくられた」ことから「対日講和についていかなる言及もしておらず、これとは無関係である」という従前からの立場を反復した。

いかにももっともらしい反論ではあるが、クレムリンが知恵をしぼった対案——対日参戦諸国代表からなる講和会議の招集——には目もくれず、これを

素通りしていることは否定できない。

最後に、講和条約の準備から署名にいたるまで「多角的」にことを運ぶべきだとするソ連の流儀についても、従前からの反論をくり返すことに終始している。いわく、「多数の利害関係諸国がその〔講和草案〕準備に参加してきた。当該諸国が外交経路をたどりそれをなしたという事実が、それとは別の方式で参加した場合と同程度にその参加を現実的なものにしてしている。条約の諸条項は対日参戦各国の利益を等しく認め、保護するものになっていよう」。「今後ソビエト政府はお望みどおり、文書が多角的方式で準備されるのを見届けることになる」⁷³。

この覚書は相手への正当な反駁を趣旨とするが、その実質をみれば、すでにできあがったみずからの講和路線に傷がつかぬよう、従前からの論理で全面对決できるところを巧妙に選んで批判したというに近い。

東西の議論がすれ違うままに、7月20日、米英両政府はソ連に講和会議の招請状を送り、こう告げた。8月13日には条約の最終稿を送付する予定であるから、それまでに意見を聴取したい。9月4日、サンフランシスコにて講和条約の締結、調印を行う⁷⁴。

いよいよ講和会議が眼前に迫っていた。(続)

[付記] 本稿(前稿を含む)は2016年12月3日、華東師範大学中国当代史研究中心、京都大学人文科学研究所現代中国研究センター共催国際ワークショップ「第5期中国当代史研究工作坊」(中華人民共和国上海市開催)にて報告した中国語論文「中蘇同盟与対日和約(1949-1952): 論冷戦背景下戦勝国之間的国際政治」を大幅に加筆修正し、邦訳したものである。修正前の中国語論文は、当初公刊する予定はなかったが、このたび徐藍、姚百慧主編『国際関係史工作坊(第2期): 冷戦的縁起及其初步発展』(世界知識出版社、2018年6月~7月出版予定)への収録が決定したため、その旨記する次第である。

また本稿は、科学研究費補助金(研究課題番号16K03508)の研究成果の一部である。

- ¹ 和田 ([2002] 2012: 262-264, 276)。
- ² 細谷 (1984: 162-164, 177)。
- ³ 同上: 127-143, 210-211。
- ⁴ Запись беседы А. Я. Вышинского с У. Барбуrom, 23 января 1951 г. (CAO-2, no.103: 319-321).
- ⁵ Нота министерства иностранных дел СССР посольству США в СССР относительно предварительной встречи представителей СССР, США, Англии и Франции, 5 февраля 1951 года [同日会談記録の添付資料] (CAO-2, no.104-Приложение: 322-324)
- ⁶ Нота посольства США в СССР министерству иностранных дел СССР относительно предварительной встречи представителей СССР, США, Англии и Франции, 19 февраля 1951 года [同日会談記録の添付資料] (CAO-2, no.107-Приложение: 334-335)
- ⁷ Запись беседы А. А. Громыко с А. Кэрком, 1 марта 1951 г. (CAO-2, no.108: 336-337)
- ⁸ Mastny (1996: 122)
- ⁹ 「關於対日和約問題的声明」1950年12月4日(周文稿-3: 587-590)。引用した各問題は一部原資料とは順不同。
- ¹⁰ Шифртелеграмма Н. Рошина И. Сталину и т. д. (КА, 7: 992-993)
- ¹¹ Шифртелеграмма А. А. Громыко Н. В. Рошину, 7 декабря, 1950 г. (КА, 7: 994-995).
- ¹² Выписка из протокола no.79, заседания Политбюро ЦК ВКП(б), решения от 7 декабря, 1950 г. (КА, 7: 996-997)
- ¹³ 当時、モスクワが朝鮮の戦局を見定めながら、米国の対日講和戦略に対応しようとしたとみるのが通説であるが(沈 2013: 261-262; Mastny 1996: 121)、停戦のための優先的条件からこの項目を外した意図は軽視できない。
- ¹⁴ 周はスターリンからの返電を受け取ると毛沢東にこう報告した。「フィリポフ [スターリンの暗号名] の電報と [毛] 主席の考えとは一致している。[ただし] 先送りをして提起しないことが得策である」(「關於与蘇方商談在朝鮮停止軍事行動談判原則問題給毛沢東等的信」1950年12月8日、[周文稿-3: 606])。同日、国連安保理の交渉に赴く伍修権代表のもとに中共中央から訓令が届いた。いわく、「貴方たちは先方が焦っても当方は焦らないという態度をとり、かれらに偵察の機会を与えるべきではない。かれらにたいしてあまりに早くカードを切ってはならない」(「中央關於在朝鮮停止軍事行動談判原則給伍修権等的電報」[同上: 607])。[] 内は引用者。以下も断りが無い限り同様。
- ¹⁵ 同委員会は1950年12月、国連に設置され、イラン、カナダ、インド各代表から構成された。翌年1月11日、同会は総会第一委員会に五項目提案を提出した。それは即時停戦後、平和回復の方案を考究し、外国軍隊を段階的に撤退し、朝鮮の管理・平和安全保障のための緊急措置を講じ、取決めができれば、総会がある機関を設置し、当該機関が台湾、国連代表権問題などの極東問題を扱うなどの提言であった(和田 2012: 267)。
- ¹⁶ 周恩来起草覚書 [中国政府から北朝鮮政府宛] (周年譜-上: 117 [1951年1月14日条])。その3日後、周は総会第一委員会に返電をおくり、「停戦ののち交渉」原則を拒否した。そのとき「停戦を先行させる目的は米軍に休息時間を与えることにしかなく」、「米国が侵略を維持・拡張することを利するだけであって、けっして真の平和をもたらすものではない」ことを根拠としてあげた(同上: 118-119 [1951年1月17日条])。
- ¹⁷ 全四項目のうちの前二項目のみを引用(和田 2012: 270)。和田は当該資料を二次文献に拠っており、関連資料は未発表だとしている。なお、この四項目は北京が提起し、ソ連が支持したものである(毛年譜-1: 281 [1951年1月14日条])。ただし、当該電文の周恩来起草案(周年譜-上: 117 [1951年1月14日条])を含め、中国共産党の公刊資料には原文の一部しか採録がない。
- ¹⁸ 周恩来起草電報[毛沢東からフィリポフ宛](周年譜-上: 133-134 [1951年2月26日条]) なお、同日条(毛年譜-1: 307-308)に該当の記載[毛の修正原稿]なし。
- ¹⁹ 1950年末、中国外交部アジア局は朝日新聞の世論調査結果に着目した。同調査は同年11月15日、読者3000名を対象に実施されたものであるため、「いわゆる世論」としても、日本人民を代表するものとはとはいえず、当該新聞一般読者の意見を反映したものとはいかえない」と断ったうえで、調査結果を列挙する。その一部をあげると、支持する対日講和方式について全面講和21.4%、単独講和45.6%、分からない33%。講和条約締結後、米国が在日軍事基地を得ることについて賛成29.9%、反対37.5%、分からない32.6%。日本の軍隊[警察予備隊等とは異なる]創設について賛成53.8%、反対27.8%、分からない18.6%。いずれの回答も「分からない」の割合が高く1/3以上を占めるものもあることから、アジア局はつぎのような考察にいたる。「その一部はよく分からなかったり、ほんとうに意見がないのかもしれないが、そのほかの一部は意見がないのではなく危惧しているのかもしれないし、あるいは世の中のことにあまり関わらないという保身的態度なのかもしれない、米帝のいやがる反対意見を言いたくないのかもしれない」。「かりにその一部を計算に入れるなら、単独講和条約、軍事基地提供、軍隊創設に反対するひとの比率はいっそう高くなるだろう」(外交部档案: 2-4, 7)。
- ²⁰ 和田 (2002: 293-294)。
- ²¹ 同上 (2002: 291-292)
- ²² Докладная записка В. А. Зорина И. В. Сталину, 12 апреля 1951 г. Приложение (CAO-2, no.110-: 339-344)
- ²³ 和田 (2002: 294, 302, 306)
- ²⁴ Докладная записка В. А. Зорина И. В. Сталину, 12 апреля 1951 г., предложение-3 (CAO-2, no.110-: 340-343).
- ²⁵ Запись беседы заместителя министра иностранных дел СССР А. А. Громыко с послом США в СССР А.Г. Кэрком по поводу заявления постоянного представителя СССР при ООН Я. А. Малика по Корейскому вопросу, 27 июня 1951 г. (CAO-2, no.116-: 385-386)
- ²⁶ 毛沢東のスターリン宛電報(毛年譜-1: 355 [1951年6月3日条])
- ²⁷ ①毛沢東から高岡・金日成宛返電(毛年譜-1: 359-360 [1951年6月13日条]); ②「毛沢東關於停戦談判問題致高岡、金日成伝」同日(朝戦档案-中: 808)。①は中国語原文だが資料の一部のみ採録、②は資料全文を掲載しているが露文版の漢訳。表記の相違がみられるため、可能な限り原文(①)に依拠した。①の引用箇所は「」、②は“ ”で示した。毛沢東がみせた大きな譲歩は公刊資料(①)にはみえず、かえってこのことがこの重大さを物語っている。なお、「8月に勝算のある着実な反攻を一度進める準備をする」ことは毛と金日成のあいだで事前に話がまとまっていた(毛沢東の彭徳懐宛

- 電報、1951年6月11日、毛軍事文稿-上:502)。
- ²⁸ 毛沢東のスターリン宛返電 (毛年譜-1:365 [1951年6月29日条];毛軍事文稿-上:511-512)。
- ²⁹ 毛沢東のスターリン [フィリポフ] 宛電報 (毛年譜-1:365-366 [1951年6月30日条];毛軍事文稿-上:513)。
- ³⁰ 毛沢東の金日成・彭徳懐宛電報 (毛年譜-1:366 [1951年6月30日条];毛軍事文稿-上:515)。
- ³¹ 「毛沢東転発金日成關於停戦談判問題的電報致史達林電」1951年7月3日(朝戦档案-中:851)。毛沢東がスターリンに金電報を転送。
- ³² 毛沢東のスターリン [フィリポフ] 宛電報、1951年7月3日(毛軍事文稿-上:522-523)。引用文の()内は原文。以下も断りが無い限り同様。
- ³³ 「史達林關於停戦談判中的我方建議問題致毛沢東電」1951年7月3日(朝戦档案-中:855)。
- ³⁴ 毛沢東から金日成・李克農・彭徳懐への電報(毛年譜-1:370-371 [1951年7月4日条])。
- ³⁵ 毛沢東から金日成・李克農・彭徳懐への電報(毛年譜-1:372-373 [1951年7月9日条])。
- ³⁶ Hitchcock (2010: 171-172)
- ³⁷ Knapp (2004: 126-128)
- ³⁸ 細谷 ([2008] 2014: 138-140)
- ³⁹ 細谷 (1984: 211-245)。両国間の共通了解たる「ダレス・モリソン [英外相] 了解」は Draft Joint Statement of the United Kingdom and United States Governments, 19th June, 1951 (FRUS 1951, vol.VI: 1134)。なお、この了解を受けて、日本政府は北京政府との非講和を強調しながらも、国民政府 [台北] との関係構築をできる限り棚上げしようとした。しかし、ダレスはそれに不満を覚え、日本と国民政府の「二国間条約」が必要であると強く迫ることになる。その背景には、日本が北京に接近するのを封じるといふねらいのほか、上院議会の批准を確保したいという算段もあったようである。かれは国内でチャイナ・ロビーの圧力に直面していたほか、ヴェルサイユ講和会議に参加したみずからの苦い経験もあったからである(井上、2010: 17-23)。
- ⁴⁰ Докладная записка В. А. Зорина И. В. Сталину, 12 апреля 1951 г. Приложение (CAO-2, no.110-: 339-344) [マリク演説案]
- ⁴¹ 6月末から7月上旬にかけて、米国連邦議会上下両院、トルーマン大統領からそれぞれモスクワに宛てメッセージが届く。ソ連最高会議幹部会はその回答文につぎのような見解を認めることを決議した。米国は「対ソ敵対のためと思しき」NATO創設を主導し、「ソ連国境近くの他国領土に広範な軍事基地網」をつくり、「自らの義務に違反して西ドイツの再軍備を実現し、日本軍国主義を復活させている」。Докладная записка министра иностранных дел СССР А. Я. Вышинского председателю совета министров СССР И. В. Сталину, 5 августа 1951 г., Приложение no.2[Резолюция Президиума Верховного Совета СССР, 6 августа 1951 года] (CAO-2, no.121: 409)。
- ⁴² Нота правительства США Советскому правительству относительно созыва сессии СМИД и ее повестки дня, 31 мая 1951 года (CAO-2, no.114, Приложение: 365-367)。
- ⁴³ Нота министерства иностранных дел СССР в посольство США в СССР с копией ноты Советского правительства, 4 июня 1951 г., Приложение [Нота Советского правительства правительству США о созыве СМИД и его повестке дня, 4 июня 1951 года] (CAO-2, no.114: 363-364)
- ⁴⁴ Mastny (1996: 124)。
- ⁴⁵ Ibid: 124。
- ⁴⁶ 8月6日、ソ連最高会議幹部会は米国大統領および米国連邦議会上下両院に宛てる返書のなかにつぎのような文句を入れることを決議した。「米国政府は平和および国際安全保障の強化をめざすソビエト政府のすべての提案を一貫して拒否してきた」、「五大国間の平和条約締結に関する合意、核兵器の禁止および同禁止の実施管理体制設置に関する合意、軍備および軍事力縮小に関する合意がいずれも達成されていない」、「両国関係の改善、そして人民間の平和強化にとってさらに重大な措置は五大国間で平和条約を締結することであろう。そこに平和強化を希求する他国が同調してもよい」。注41と同一資料(CAO-2, no.121, Приложение no.2: 410)。
- ⁴⁷ Политическое письмо А. С. Панюшкина А. Я. Вышинскому, 5 мая 1951 г. (CAO-2, no.111: 345-6)。
- ⁴⁸ 詳細は松村 (2015)。
- ⁴⁹ 「北京機関」当事者の回想に袴田 (1978)、藤井 (1980)、伊藤 (1993) などがあるが、日共公式文献を含め、伊藤をめぐる処遇に重点がおかれている。「51年綱領」採択前夜のモスクワ交渉については、その列席者であった袴田 (1978)、Адырхаев(1990)の回想が知られる。ところが、日中両党がその前後にどのような政策論議をしたのかについてみるべき情報はわずかである。モロトフ文書の新資料を使った研究に下斗米 (2011)、中共側の事情に通じた研究として劉 (2010) があり、いずれも優れた書ではあるが、資料の制約は避けられず、伝えるのは史実の一片である。
- ⁵⁰ 「日本共産党第四回全国協議会決定」(50年問題 - 3: 6-7, 27)。
- ⁵¹ 下斗米 (2011: 196)。
- ⁵² 袴田 (1978)、Адырхаев(1990)。
- ⁵³ Выписка из протокола no.82 заседания Политбюро ЦК ВКП(б) (КСО, 9: 2080)。これは全連邦共産党中央委員会政治局決議 (1951年6月13日付)の決定事項である。
- ⁵⁴ スターリン主導のもと中ソ両党が干渉し、分派活動を助長したというのが日共の公式見解である。また、当時の主流派、なかでもその首領たる徳田球一の党運営がずさんであったことに非難の矛先が向かうほか、さながら戯画のごとく、モスクワと通じて共謀をはたらいたとする党内分子(野坂参三ら)も糾弾をまぬがれない(日共80年:第四章)。
- ⁵⁵ この顛末には当事者の回想がある。いわく、51年綱領は「大失敗に終わった。その矛先は米国の日本占領に向けられており、その早期終結のためにできることは何でもするということが想定されていた」。しかし、日共代表団がモスクワから北京に経つころにはサンフランシスコ講和が締結され、「綱領で提起された任務は実際に無益だと分かった」(Адырхаев 1990: 144)。最後(8月)の日ソ両党会談に先立って(7月下旬)、英米がサンフランシスコ講和会議の日程を示していたことを考えれば、この綱領に全面講和闘争への期待をどれほど込めたといえるのか、じつに心許ない。
- ⁵⁶ 中共がこのスターリンの構想をそのまま受け入れたとまでは言いがたい(松村 2015を参照)。だからこそ日共の内紛を「北京機関」だけで処理することはできず、モスクワに詣でたのであろう。

- ⁵⁷ САО-2 (но.112, прим.2: 360)
- ⁵⁸ Шифртелеграмма Филиппова Мао Цзэ-дуну и Чжоу Энь-Лаю, 6 мая 1951 г.; Шифртелеграмма Рощина Филиппову (КА, 9: 1174-76, 1177)
- ⁵⁹ Запись беседы А.Е. Богомолова с А.Г. Кэрком, 7 мая, 1951 г., (САО-2, но.112-Приложение: 355-362); "Remarks by the U.S.S.R.," May 7, 1951 (Bulletin, vol.29, no.621 [May 28, 1951]: 856-858). 一部、順不同で内容を記載している。
- ⁶⁰ 「周恩来就対日和約草案事致羅申的照会」1951年5月22日(中蘇文献: 287-292)。ロシチン大使に覚書手交。
- ⁶¹ Капица (1996: 126-127).
- ⁶² Запись беседы В.А. Зорина с А.Г. Кэрком, 10 июня 1951 г., Приложение1 [Нота правительства СССР правительству США] (САО-2, но.115: 367-384).
- ⁶³ この姿勢は時宜を得たものであったともいえる。講和条約にむけた日米両政府の第二次話し合い(1951年4月)において「フィリピン、インドネシアなど東南アジア新興独立国の根強い主張の前にアメリカとしても制限付きの賠償義務を規定することに同意せざるをえなかった」という事情もあったからである(西村、1999: 155)。
- ⁶⁴ 毛沢東から李克農宛返電(金日成、彭徳懐にも通告)(毛年譜-1: 374 [1951年7月11日条])
- ⁶⁵ 1951年7月15日条(毛年譜-1: 376-377)。周恩来起草の原案では、米国の同意が得られれば、「それを基礎にしてはじめてわが方はその他の議題についても検討することに同意できる」となっていた(周年譜-上: 159-160)が、毛がこれに筆を入れ、上記の文面になった。外国軍撤兵問題の取引条件がいつそう具体的に示されたことになる。
- ⁶⁶ 1951年7月17日条(毛年譜-1: 378)。上記引用箇所はすべて周恩来起草の原案(周年譜-上: 160)に毛が加筆修正した文章。下線箇所は資料原文では傍点、毛の加筆を表す。
- ⁶⁷ ① 1951年7月20日条(毛年譜-1: 378-379); ② 「毛沢東關於撤退外国軍隊問題致史達林電」(朝戦档案-中: 903-904)。引用文は原文(①)を優先し「」内で記した。""内は露訳の漢訳(②)によるが、公刊資料には未記載(周恩来起草の原案には一部該当箇所もあるが[周年譜-上: 161]、毛の加筆修正後の資料には未記載)。とくに当面の交渉条件から米軍の朝鮮・台湾撤兵、日本問題を外すという、「戦後の原像」たる高目標を大幅に値下げした箇所をまるごと公刊資料から外すあたり、それがいかに冷徹で現実的な判断であったのかを物語っている。
- ⁶⁸ Запись беседы Н. В. Рощина с Чжоу Энь-Лаем, 24 июля 1951 г. (КСО, 9: 2086)
- ⁶⁹ 周起草、毛沢東から李克農宛電報[金日成・彭徳懐にも報告]、1951年7月28日条(毛年譜-1: 380; 周年譜-上: 164)。引用箇所は毛年譜に拠った。
- ⁷⁰ 周起草、毛沢東から李克農宛電報[金日成・彭徳懐にも報告] 1951年8月1日条(毛年譜-1: 384; 周年譜-上: 164 [原案起草は7月28日条内に記載有])。上記は毛年譜による。
- ⁷¹ 和田(2002: 318)。
- ⁷² 1951年8月26日条(周年譜-上: 176); 8月27日条(毛年譜-1: 391)。26日に周起草、27日に毛送付。
- ⁷³ A Memorandum of the Department of State to the Soviet Embassy at Washington, July 9, 1951, (Bulletin, vol. 25,

no.630 [July 23, 1951]: 143-144)。なお露訳版(САО-2, но.119, Приложение: 397)。

- ⁷⁴ Письмо правительств США и Англии Советскому правительству, 20 июня 1951 г. (САО-2, но.119, Приложение: 394)。

<参考文献(一次史料・資料の文献名は略記し、各文献の冒頭に【】で示した)>

日本語

伊藤律(1993)『伊藤律回想録: 北京幽閉27年』文藝春秋

井上正也(2010)『日中国交正常化の政治史』名古屋大学出版会。

下斗米伸夫(2011)『日本冷戦史: 帝国の崩壊から55年体制へ』岩波書店

進藤榮一(1999)『戦後の現像: ヒロシマからオキナワへ』岩波書店

西村熊雄(1999)『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』中央公論新社

【50年問題-3】日本共産党中央委員会五〇年問題文献資料編集委員会編([1957] 1981)『日本共産党五〇年問題資料集』新日本出版社、3巻

【日共80年】日本共産党中央委員会(2003)『日本共産党の八十年 1922~2002』日本共産党中央委員会出版局。

袴田里見(1978)『私の戦後史』朝日新聞社

藤井冠次(1980)『伊藤律と北京・徳田機関』三一書房

細谷千博(1984)『サンフランシスコ講和への道』中央公論社。

細谷雄一([2008] 2014)「シューマン・プランからローマ条約へ 1950-58年: EC-NATO-CE体制の成立」遠藤乾編『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会、131-156頁。

松村史紀(2015)「未熟な中ソ分業体制(1949-1954年): 世界労連アジア連絡局を手がかりに」アジア政経学会『アジア研究』第61巻第1号、38-54頁。

和田春樹([2002] 2012)『朝鮮戦争全史』岩波書店。

英語

【Bulletin】 U.S. Department of State, *Department of State Bulletin*, Washington DC: Government Printing Office

- 【FRUS】 U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States*, Washington DC: Government Printing Office.
- Hitchcock, William I (2010), "The Marshall Plan and the Creation of the West," in Melvin P. Leffler and Odd Arne Westad eds., *The Cambridge History of the Cold War*, Vol.1, New York: Cambridge University Press, pp.154-174.
- Knapp, Manfred [Translated by Andrew Long] (2004), "Divided Loyalties in Transatlantic Policy Toward Europe," in Detlef Junker ed., *The United States and Germany in the Era of the Cold War, 1945-1990: A Handbook*, vol.1, New York: Cambridge University Press, pp.125-132.
- Mastny, Vojtech (1996). *The Cold War and Soviet Insecurity: The Stalin Years*, New York: Oxford University Press
- 中国語 [日本語音読み順に配列]
- 【外交部档案】「外交部亜洲司編 “対日講和条約と日本再武装”」1950年12月22日、中華人民共和国外交部档案馆、档号 102-00239-03
- 【周外交文選】中華人民共和国外交部、中共中央文献研究室編 (1990)『周恩来外交文選』北京：中央文献出版社。
- 【周文稿 -3】中共中央文献研究室、中央档案馆編 (2008)『建国以来周恩来文稿』第三冊、中央文献出版社。
- 【周年譜 - 上】中共中央文献研究室編 (1997)『周恩來年譜一九四九—一九七六』上卷、北京：中央文献出版社。
- 【中蘇文献】本書編委会編 (2009)『中国与蘇聯關係文獻匯編 (1949年10月—1951年12月)』北京：世界知識出版社。
- 【朝戦档案 - 中】沈志華編 (2003)『朝鮮戦争：俄国档案馆的解密文件』中冊、台湾：中央研究院近代史研究所。
- 沈志華 (2013)「対日和約与朝鮮停戦談判」同『冷戦在亞洲：朝鮮戦争与中国出兵朝鮮』北京：九州出版社、257-272頁。
- 【毛軍事文稿 - 上】中共中央文献研究室、中国人民解放军軍事科学院編 (2010)『建国以来毛沢東軍事文稿』上卷、北京：軍事科学出版社・中央文献出版社。
- 【毛年譜 -1】中共中央文献研究室編『毛沢東年譜 1949-1976』第1卷、中央文献出版社、2013年。
- 劉建平 (2010)『戦後日中関係：「不正常」歴史的過程与結構』社会科学文献出版社。
- ロシア語
- Адирхаев, Николай Борисович.* Встреча Сталина с японскими коммунистами//Проблемы дальнего востока,1990, но.2, С.140-147.
- 【KA】華東師範大学冷戦史研究中心所蔵 (沈志華提供)『朝鮮戦争：俄国档案原件』各卷
- Капица, М. С.* (1996) На разных параллелях. Записки дипломата, Москва.
- 【KCO】沈志華、李丹慧収集和整理 (2004)『中蘇關係：俄国档案原文復印件匯編』上海：華東師範大学国際冷戦史研究中心
- 【CAO-1】*Под ред. Г. Н. Севостьянов, Сост. В. В. Алдошин, Ю. В. Иванов, В. М. Семенов* (2004) Советско-американские отношения. 1945-1948, Москва: Международный фонд.
- 【CAO-2】*Под ред. Г. Н. Севостьянов, Сост. В. М. Семенов, И. В. Макаревич, А. И. Петренко* (2006), Советско-американские отношения. 1949-1952, Москва: Международный фонд.

The Sino-Soviet Policy toward Japan, 1949-1952: The Eastern Bloc's Struggle for Overall Peace Treaties with Japan and Germany (2)

MATSUMURA Fuminori

Abstract

In explaining the Sino-Soviet policy toward Japan in the early 1950s, previous research assumes that the communists earnestly, if not successfully, endeavored to attain an overall peace treaty with Tokyo by putting pressure upon the United States which was engaged in war in Korea, as well as by forcing the Japanese Communist Party [the JCP] to employ an armed struggle revolutionary formula. This assumption, however, fails to explain the historical process in which the Sino-Soviet attitudes to Japan's problems did not become contentious until the Anglo-Americans' preparations for a separate peaceful settlement was almost complete late in the spring of 1951.

This article focuses on the somewhat paradoxical fact that the Eastern bloc deliberately avoided participating in any diplomatic processes led by the U.S. and Britain in order to thoroughly criticize the Western powers' initiatives in a "separate" peaceful settlement with Japan. The Sino-Soviet defensive or even passive attitudes were based upon their realistic understanding that as long as the Anglo-Americans' initiatives could not be overthrown, their strategic advantages lied not in their imprudent intervention in the Western powers' efforts, but in maintaining silence to secure its own infallibility. The defensive positions were reflected on two fields: first, their strategy in peace talks regarding the war in Korea, in which withdrawals of the U.S. armed forces from the peninsula prevailed over any other problems including a peaceful settlement of Japan; secondly, an armed struggle formula adopted by the JCP under heavy pressures from Stalin, leading to serious splits within the party before and after the San Francisco peace conference in September 1951.

The communist's offensive diplomacy could take place only after fundamental agreements on Japan's issues were attained by Washington and London early in the summer of 1951, aiming more at totally refuting the Western powers' drafts, and less at submitting its constructive and alternative ideas. Given that the Sino-Soviet alliance designated Japan as its main enemy, the Soviet early counterproposals lacked firm assurances for Japanese security because they not only deprived Tokyo of its own right to determine the range of self-defense but also prevented it from securing any alliances even in the absence of any multi-lateral security arrangements.

(2017年10月30日受理)